

滋賀医科大学医学部附属病院長選考基準

令和元年10月23日
滋賀医科大学長

滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程第4条の規定に基づき、病院長選考基準を次のとおり定める。

1. 優れた学識、豊かな人間性と高い倫理観を持つとともに、大学における教育・研究・診療活動を適切にかつ効率的に運営することができる者。
※医学系教授の経験を有する者が望ましい。
2. 医療安全管理業務の経験と、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者。
※医療安全管理業務の経験とは下記のいずれかの業務に従事した経験を有するものであること（厚生労働省通知）
 - ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ③医療安全管理部門における業務
 - ④その他上記に準じる業務
3. 附属病院または附属病院以外の病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者
※病院長または副病院長の経験を有することが望ましい。
4. 「滋賀医科大学医学部附属病院の理念及び基本方針」及び「滋賀医科大学中期目標（附属病院に関する目標）等」に基づいた病院運営を遂行できる者。

滋賀医科大学医学部附属病院の理念・基本方針

【理念】

信頼と満足を追求する『全人的医療』

【基本方針】

- ・患者さんと共に歩む医療を実践します
- ・信頼・安心・満足を提供する病院を目指します
- ・あたたかい心で質の高い医療を提供します
- ・地域に密着した大学病院を目指します
- ・先進的で高度な医療を推進します
- ・グローバルな視点を持ち、人間性豊かで優れた医療人を育成します
- ・将来にわたって質の高い医療を提供するため、健全な病院経営を目指します

滋賀医科大学中期目標（附属病院に関する目標）H28.04.01～R04.3.31

1) 医療の質の向上

- ①高度な医療と心のかよった医療サービスを提供することにより、患者や家族に信頼・安心・満足を与えられる病院を目指す。

2) 医療人の養成

- ②質の高い医療を提供できる医療スタッフの養成を目指して、初期の研修から専門領域の研修まで一貫した教育・研修体制を整備する。

3) 臨床研究

- ③独創的で貢献度の高い先端的医療の開発研究を推進し、臨床応用を目指す。

4) 運営等

- ④診療情報等の分析から病院経営の改善を迅速に進める組織や体制を構築し、診療機能の活性化と効率的な病院運営を目指す。